

東京都既存非住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱

制定 4 都市建企第 1114 号
令和 5 年 4 月 1 日
最終改正 7 都市建企第 428 号
令和 7 年 8 月 25 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）する「カーボンハーフ」を実現するため、都内の既存非住宅において省エネ化の促進に関する事業を実施する中小企業者等（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。以下同じ。）に対し、東京都（以下「都」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第 2 条 東京都既存非住宅省エネ改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 非住宅 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿若しくは寄宿舍以外の建築物又はその部分をいう。
- 二 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 三 ZEB 水準 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m²未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。
- 四 BELS 建築物省エネ法第 7 条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づき実施する、建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度をいう。
- 五 省エネ改修 開口部やく体等の断熱化に係る工事又はこれらの工事と併せて実施する設備の効率化に係る工事をいう。
- 六 設備の効率化に係る工事 非住宅の空調設備、空調設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機等の効率化に資する工事をいう。

- 七 リース契約 非住宅の省エネ改修に関する事業に要する設備等（以下「補助対象設備等」という。）の所有者である貸主が、借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり補助対象設備等を使用収益する権利を与え、借主は、その期間における使用料を貸主に支払う契約をいう。
- 八 割賦販売契約 補助対象設備等の所有者である売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり、月賦、年賦その他賦払の方法により販売代金を買主から受領し、かつ、販売代金の全部の支払義務が履行されるときまで補助対象設備等の所有権の移転が留保されることを条件とする契約をいう。
- 九 パフォーマンス契約 E S C O事業者が省エネ改修及び設備の効率化に係る工事により実現する経費削減分により、工事費、金利負担（融資を受ける場合は金融機関への返済）、工事業者の経費、所有者の利益等の全てを賄うことを保証し、実現しない部分の損失補填を行う、省エネに関する包括的なサービスを提供する契約をいう。
- 十 シェアード・セイビングス契約 パフォーマンス契約のうち、E S C O事業者が資金調達を行う契約をいう。
- 十一 リース等事業者 リース契約又は割賦販売契約に基づき、補助対象設備等の貸付け又は販売を行う者をいう。
- 十二 E S C O事業者 非住宅の所有者とのパフォーマンス契約に基づき、所有者の省エネ効果の一部を報酬として受け取る者をいう。

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 非住宅の省エネ診断
 - 二 非住宅に係る省エネ化のための計画の策定
 - 三 非住宅の省エネ改修に関する事業で次のいずれかに該当するもの
 - ア 省エネ改修後の建物全体が省エネ基準又はZ E B水準に相当することについて、B E L S等の評価を受けているもの（取得予定であるものを含む。以下「全体改修」という。）
 - イ アの要件を満たさない場合にあっては、改修部分が省エネ基準又はZ E B水準に相当することについて、B E L S等の評価を受けているもの（取得予定であるものを含む。）。ただし、建物全体が省エネ基準に適合していることが確認されているものを除く。
- 2 前項の補助事業の対象となる非住宅の規模は、延べ面積が 10,000 ㎡以下のものとする。
- 3 第1項第3号の補助事業の対象となる非住宅は、以下の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した非住宅で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する、I w の値（以下「I w 値」という。）が 1.0 以上若しくはI s の値（以下「I s 値」という。）が 0.6 以上であることが既に証明されているもの、又は本省エネ改修と合わせて I w 値が 1.0 以上若しくはI s 値が 0.6 以上となる耐震改修を行うことが確認できるもの

イ 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工した平家建て若しくは 2 階建ての在来軸組構法の木造非住宅（基礎がコンクリート造のものに限る。以下「新耐震基準木造非住宅」という。）で、I w 値が 1.0 以上であることが既に証明されているもの、又は本省エネ改修と合わせて I w 値が 1.0 以上になる耐震改修を行うことが確認できるもの

ウ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した非住宅（新耐震基準木造非住宅を除く。）

二 改修前の状態で Z E B 水準を満たす省エネ性能を有していないもの（改修前の状態で省エネ基準を満たす省エネ性能を有している場合は、Z E B 水準への改修を行うもの）

（補助対象者）

第 5 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

一 都内で所有する非住宅において、前条第 1 項の補助事業を実施する者であって、次のいずれかに該当する者

ア 中小企業者等であって、次に掲げる要件に該当する者を除いた者

(ア) 一の大企業（中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合以外のものをいう。以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者等の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を所有していること。

(イ) 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者等の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を所有していること。

(ウ) 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者等の役員の総数の 2 分の 1 以上を兼務していること。

イ 個人事業主

ウ 学校法人

エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

オ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

カ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

キ アからカまでに準ずるものとして知事が適当と認める者

二 前号に掲げる者に対して補助を実施する区市町村

三 第 1 号に掲げる者と共同で補助事業を実施するリース等事業者又は E S C O 事業者

2 前項第 1 号に該当する補助対象者は、補助金の交付に係る非住宅について、前条第 1 項各号の事業を実施する設計者又は改修の施工者等（以下「手続代行者」という。）に本要綱に規定する手続を委任することができる。

3 第 1 項第 3 号に該当する補助対象者は、本要綱に規定する手続を同項第 1 号に該当する補助対象者と共同で行わなければならない。

4 補助対象者及び手続代行者は、以下のいずれにも該当しない者であること。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」とい

う。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

二 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

四 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象期間は、交付決定の日から当該補助事業が全て終了した日又は当該会計年度の3月15日のいずれか早い日までとする。ただし、当該補助事業の実施期間が2か年度以上で、第10条に規定する一括設計審査(全体設計)の承認を受けている場合(第13条に規定する変更承認を含む。)は、「当該会計年度」とあるのは「一括設計審査(全体設計)承認を受けた最終会計年度」と読み替えるものとする。

(補助対象事業費)

第7条 補助金の交付対象経費(以下「補助対象事業費」という。)は、第4条第1項に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

一 非住宅の省エネ診断に要する費用

ア 省エネ診断に係る費用

イ 省エネ診断に必要となる調査のための費用

ウ 既存非住宅についてBELS等の評価・認証を受けるために必要な費用

二 非住宅に係る省エネ化のための計画の策定に要する費用

ア 省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用

イ 改修設計内容についてBELS等の評価・認証を受けるために必要な費用

三 非住宅の省エネ改修に関する事業に要する費用

ア 第4条第1項第3号アに該当する場合は、省エネ改修工事に係る費用

イ 第4条第1項第3号イに該当する場合は、改修部分のうち合理的に区分される部分における省エネ改修工事に係る費用

(補助金の交付額)

第8条 都は、予算の範囲内において、第5条第1項第1号及び同項第3号に該当する補助対象者に対して、次の各号に定める金額を上限として補助することができる。ただし、当該額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

一 前条第1号及び第2号

別表1の区分(一)又は(二)の(い)欄に掲げる額

二 前条第3号

別表1の区分(三)の(い)欄又は(ろ)欄に掲げる額のいずれか低い額

2 都は、予算の範囲内において、第5条第1項第2号に該当する補助対象者に対して、次の

各号に定める金額を上限として補助することができる。ただし、当該額に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てる。

一 前条第 1 号及び第 2 号

別表 2 の区分(一)又は(二)の (い) 欄に掲げる額であって、国の補助額を超えない額

二 前条第 3 号

別表 2 の区分(三)の (い) 欄又は (ろ) 欄に掲げる額のいずれか低い額であって、国の補助額を超えない額

(補助金の交付申請)

第 9 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式。区市町村の場合は別記第 1 号様式の 2）に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

また、その実施する補助対象事業が 2 か年度以上にわたる場合は、毎年度、補助金の交付を申請するものとする。

2 前項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかな場合は、これを減額して補助金交付申請書を提出しなければならない。

(一括設計審査（全体設計）の承認)

第 10 条 第 4 条第 1 項各号に掲げる事業に係る補助金の交付を受けようとする者で、補助対象事業が 2 か年度以上にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請の際に、当該補助対象事業に係る費用の総額、補助対象事業の完了の予定期日その他必要な事項について、一括設計審査（全体設計）申請書（別記第 2 号様式。区市町村の場合は別記第 2 号様式の 2）に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、一括設計審査（全体設計）承認通知書（別記第 3 号様式。区市町村の場合は別記第 3 号様式の 2）により申請者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、一括設計審査（全体設計）不承認通知書（別記第 4 号様式。区市町村の場合は別記第 4 号様式の 2）により申請者に通知する。

3 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

4 前 3 項の規定は、補助金の交付決定後において、当該年度に事業が完了せず事業の施行年度が 2 か年度以上にわたる場合においても適用する。

(補助金の交付決定等)

第 11 条 知事は、第 9 条第 1 項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第 5 号様式。区市町村の場合は別記第 5 号様式の 2）により申請者に通知する。

また、適当と認めない場合は、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（別記第 6 号様式。区市町村の場合は別記第 6 号様式の 2）により申請者に通知する。

2 知事は、前項の補助金の交付決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

- 3 知事は、交付決定に当たり、第9条第2項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付申請されたものは、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税仕入控除税額を減額する。
- 4 知事は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において、精算減額又は変更を行うことを条件に付して交付決定を行う。
- 5 第5条第1項第1号に該当する補助対象者と同項第3号に該当する補助対象者が共同で申請し交付決定を受けた場合は、交付決定後から工事着手前までに、リース契約、シェアード・セイビングス契約又は割賦販売契約を両方で締結するものとする。なお、リース契約又はシェアード・セイビングス契約の場合は、同項第3号に該当する補助対象者が、割賦販売契約の場合は、同項第1号に該当する補助対象者が、当該契約書及び内訳書の写しを速やかに知事に提出するものとする。
- 6 前項に規定する契約におけるリース料又はサービス料（以下「リース料等」という。）について、第5条第1項第3号に該当する補助対象者（割賦販売契約に基づき、補助対象設備等の販売を行う者を除く。）は、第8条に定める補助金の交付額に相当する金額が減額されていることの分かる書類を知事に提出するものとする。
- 7 第5項に規定する契約における割賦販売料について、第5条第1項第1号に該当する補助対象者は、同項第3号に該当する補助対象者（割賦販売契約に基づき、補助対象設備等の販売を行う者に限る。）が負担する補助対象事業費が分かる書類を知事に提出するものとする。

（交付決定の変更）

第12条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額等の変更が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書（別記第7号様式。区市町村の場合は別記第7号様式の2）に必要な書類を添えて知事に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、補助金交付変更承認通知書（別記第8号様式。区市町村の場合は別記第8号様式の2）により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、補助金交付変更不承認通知書（別記第9号様式。区市町村の場合は別記第9号様式の2）により補助事業者に通知する。

- 3 知事は、前項の変更承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

（一括設計審査（全体設計）の変更等）

第13条 第10条第2項の規定により一括設計審査（全体設計）の承認を受けた者は、補助対象事業に係る費用の総額、補助対象事業の完了の予定期日等に変更が生じた場合又は補助事業を中止する場合は、速やかに一括設計審査（全体設計）変更・中止申請書（別記第10号様式。区市町村の場合は別記第10号様式の2）を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、第14条第1項第1号に該当するときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による申請内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、一括設計審査（全体設計）変更・中止承認通知書（別記第11号様式。区市町村の場合は別

記第 11 号様式の 2) により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、一括設計審査（全体設計）変更・中止不承認通知書（別記第 12 号様式。区市町村の場合は別記第 12 号様式の 2)）により補助事業者へ通知する。

- 3 知事は、前項の変更承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

（承認事項等）

第 14 条 補助事業者は、以下の各号に該当する場合は、あらかじめ知事に申請し、承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変動が生じないとき。

二 補助事業を中止し、又は廃止する場合

- 2 補助事業者は、前項第 1 号に該当し承認を受けようとする場合は、内容等変更申請書（別記第 13 号様式。区市町村の場合は別記第 13 号様式の 2)）に、前項第 2 号に該当し承認を受けようとする場合は、中止・廃止申請書（別記第 14 号様式。区市町村の場合は別記第 14 号様式の 2)）に、必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、承認通知書（別記第 15 号様式。区市町村の場合は別記第 15 号様式の 2)）により補助事業者へ通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、不承認通知書（別記第 16 号様式。区市町村の場合は別記第 16 号様式の 2)）により補助事業者へ通知する。

- 4 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

（状況報告等）

第 15 条 知事は、必要があると認められる場合は、補助事業者に対し補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由、状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。この場合において、知事は当該補助事業者に対して適切な指示を行う。

- 3 前項の報告は、実施状況報告書（別記第 17 号様式。区市町村の場合は別記第 17 号様式の 2)）により行うものとする。

（実績報告等）

第 16 条 補助事業者は、事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度の 3 月 15 日が到来したときは、完了実績報告書（別記第 18 号様式。区市町村の場合は別記第 18 号様式の 2)）に必要な書類を添えて、速やかに知事に事業の実績を報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業者が共同で申請し、第 12 条第 1 項の承認がされた場合は、前項の完了実績報告書に併せて、変更後の契約書及び内訳書の写しを提出するものとする。

- 3 前項に規定する変更後の契約におけるリース料等について、第 5 条第 1 項第 3 号に該当する補助対象者（割賦販売契約に基づき、補助対象設備等の販売を行う者を除く。）は、第 12

条第2項に定める補助金の交付額に相当する金額が減額されていることの分かる書類を知事に提出するものとする。

- 4 第2項に規定する変更後の契約における割賦販売料について、第5条第1項第1号に該当する補助対象者は、同項第3号に該当する補助対象者（割賦販売契約に基づき、補助対象設備等の販売を行う者に限る。）が負担する補助対象事業費が分かる書類を知事に提出するものとする。
- 5 第1項の報告に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、これを減額して完了実績報告書を提出しなければならない。

（補助金額の確定）

- 第17条 知事は、前条第1項の規定による完了実績報告書の提出を受け、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第19号様式。区市町村の場合は別記第19号様式の2）により補助事業者へ通知する。
- 2 知事は、金額の確定を行うに当たり、前条第2項の規定により当該補助金に係る消費税仕入控除額について減額して実績の報告がなされたものは、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
 - 3 知事は、第1項の金額の確定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

（申請等の撤回）

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る知事からの通知の内容又は付された条件に異議がある場合は、当該通知受領日から14日以内に申請等撤回届出書（第20号様式。区市町村の場合は別記第20号様式の2）により、第9条第1項、第10条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第2項若しくは第28条第2項に基づく申請又は第16条に基づく完了実績報告を撤回することができる。

（是正措置）

- 第19条 知事は、第17条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助事業に適合させるための措置をとることを命ずることができる。

（補助金の請求及び交付）

- 第20条 補助事業者は、第17条の規定による補助金の額の確定後、速やかに請求書（別記第21号様式。区市町村の場合は別記第21号様式の2）等を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の請求内容を審査し、適当と認めた場合は補助金を交付する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る

消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（別記第 22 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項の提出を受けた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に返還させるものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 22 条 知事は、補助事業者又は補助事業が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- 三 この補助金を他の用途に使用したとき。
- 四 補助事業を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。
- 五 第 17 条の規定により確定した交付すべき補助金の額が補助金の交付決定額に達しないとき。
- 六 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 七 第 11 条第 6 項の規定によるリース料等の減額が確認できないとき。
- 八 その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件、本要綱に基づく命令又は法令等に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第 17 条の規定により補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

- 3 知事は、第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、速やかに補助事業者に対してその内容等を通知しなければならない。

（補助金の返還命令）

第 23 条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第 24 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、当該命令に係る補助金の受領日から返還日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金を納付するものとする。ただし、違約加算金額が 100 円未満の場合又は第 22 条第 1 項第 2 号、第 5 号若しくは第 6 号に該当する場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還命令を受け、返還期限の日までに返還しなかった場合は、返還期限の日の翌日から返還日までの日数に応じ、その未返還額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付するものとする。ただし、延滞金額が 100 円未満の場合は、この限りでない。

(違約加算金の計算)

第 25 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合、補助事業者の返還した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、納付した違約加算金は当該返還を命じた補助金の未返還額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 26 条 第 24 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合で、返還を命じた補助金の未返還額の一部が返還されたときは、当該返還日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未返還額は、その返還額を控除した額とする。

(他の補助金の一時停止等)

第 27 条 補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(補助事業の帳簿等の作成及び保管)

第 28 条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業終了後 5 年間、これを保管するものとする。

(財産処分の制限)

第 29 条 補助事業者（この条において、補助事業後に非住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付を受けて取得し、整備し又は効用を増加した財産（ただし、取得価格又は増加価格が 50 万円以上のものに限る。）において、補助事業完了後 10 年間（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において定められる一般の減価償却資産の耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）が 10 年未満のものにあつては法定耐用年数。）以内に知事の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分等」という。）してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 非住宅所有者が本事業により工事を行った非住宅について、販売、譲渡又は貸付け等を行う場合
 - 二 補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号。以下「財産処分承認基準」という。）の規定により、財産処分に当たっての知事の承認が不要となる場合
- 2 補助事業者は、補助事業完了後 10 年間において、前項の処分等をしようとする場合は、速やかに取得財産等処分承認申請書（別記第 23 号様式。区市町村の場合は別記第 23 号様式の 2）に必要な書類を添えて知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、天災地

変その他補助事業者の責に帰することができない事由として知事が認めるものがある場合はこの限りではない。

- 3 第1項の処分等において、所有者を変更しようとする場合は、補助事業者における補助金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者に移転するものとする。
- 4 知事は、第2項の承認をしようとする場合は、補助事業者に対し、財産処分承認基準に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。また、請求を受けた補助事業者は、これを都に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により、補助事業者から算出金が返還され、第2項の承認をしたときは、速やかに取得財産等処分承認通知書（別記第24号様式。区市町村の場合は別記第24号様式の2）により、当該補助事業者に通知する。

（重複受給の禁止）

- 第30条 第5条第1項第1号及び同項第3号に該当する補助事業者は、補助対象事業費について、本補助金以外に都、国又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費を含むものに限る。）を受けてはならないものとする。
- 2 第5条第1項第2号に該当する補助事業者は、補助対象事業費について本補助金以外に都から交付される補助金等を受けてはならないものとする。

（監督等）

- 第31条 知事は、補助事業者に対し、補助金の交付のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。

（事業実績の公表）

- 第32条 補助事業者は、都が行う既存非住宅省エネ改修事例の収集及び広報活動への協力に努めるものとする。
- 2 都は、補助事業によって得られた成果の概要を公表することができるものとする。ただし、当該公表について、当該補助事業に係る者から支障がある旨の申出があったときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

（その他）

- 第33条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月29日5都市建企第166号）

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和6年7月24日6都市建企第200号）

この要綱は、令和 6 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 25 日 7 都市建企第 428 号）

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。